

檜原市告示第 43 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、市内全域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域に指定し、平成 24 年 4 月 1 日から適用しますので、同条第 3 項の規定により告示します。

平成 24 年 3 月 13 日